一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五　第一項	当該施設の維持管理に関する計画
一　施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	ごみ投入は適正に自動制御され、処理能力以上の投入は行いません。
二　焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあっては、次のとおりとする。 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみピットは、受入・積み替え・投入の為の充分な容積を有しており、ごみクレーンにより、ごみを均一に混合します。 また、可燃系粗大ごみを破砕機にて前処理し、搬送設備によりごみピットへ投入します。
ロ 燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあっては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあっては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	ごみ供給口はごみホッパ・シュート内のごみ自体により外気と遮断され、給じん装置により定量ずつ連続的にごみを焼却炉に投入することが出来ます。
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	自動燃焼制御装置により、摂氏八百度以上に保つよう常時自動監視制御されます。
ニ 焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	自動燃焼制御装置により、熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却します。
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃装置を作動させることで、炉温を速やかに上昇させます。
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	ごみの供給を停止した後も、助燃装置の作動により高温を維持したままごみの燃焼を完了し、その後徐々に停止します。
ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室中の燃焼ガスの温度を温度計にて連続的に測定し、かつ、中央制御室のデータ処理装置にて記録します。
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	燃焼ガス冷却設備（廃熱ボイラ）および減温塔により、集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五　第一項	当該施設の維持管理に関する計画
リ　集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を温度計にて連続的に測定し、かつ、中央制御室のデータ処理装置にて記録します。
ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	冷却設備（廃熱ボイラ）のたい積ばいじんはスートブロワにより除去し、排ガス処理設備（集じん器）には除去装置を設けることにより、たい積したばいじんを除去します。
ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りでない。	自動燃焼制御装置により、一酸化炭素の濃度が百万分の百以下（４時間平均値では百万分の三十以下）となるようにごみを焼却します。
ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を、分析計にて連続的に測定し、かつ、中央制御室のデータ処理装置にて記録します。
ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	ダイオキシン類の濃度が、0.1ng-TEQ／Nm^3以下となるようにごみを焼却します。
カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	ダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録します。
ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	煙突から排出される排ガス中の物質濃度を、公害防止基準値に記載の数値以内とするよう運転管理を行い、排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
タ　煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	該当しません。
レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。	ばいじんは薬剤混練処理し、飛灰処理物ピットに貯留します。焼却灰は、スラグヤードに貯留します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五　第一項	当該施設の維持管理に関する計画
ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	該当しません。
ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	該当しません。
ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	混練装置により、ばいじん（集じん灰）と薬剤及び水を均一に混合します。
ナ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消防の規定に従い火災の発生を防止する為に必要な措置を講ずるとともに、消火器や消火栓等の消火設備を備えます。
三　ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設にあっては、次のとおりとする。（略）	該当しません。
四　ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては、第二号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。	該当しません。
五　高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調節すること。	該当しません。
六　破砕施設にあっては、破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	該当しません。
七　ごみ運搬用パイプライン施設にあっては、次のとおりとする。（略）	該当しません。
八　選別施設にあっては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	該当しません。
九　固形燃料化施設にあっては、第二号ヨ及びフの規定の例によるほか、次のとおりとする。（略）	該当しません。
十　ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	ごみピット及びプラットホームを建屋で囲い、ごみ投入口には投入扉等を設置します。また、ごみピット内は燃焼空気の吸引により負圧に保ち、必要に応じてエアカーテン、活性炭脱臭装置も使用することにより、ごみの飛散及び悪臭の発散を防止します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五　第一項	当該施設の維持管理に関する計画
十一　蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	殺虫剤の散布により蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、プラットホームの清掃を励行するなど、構内の清潔を保持します。
十二　著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	低騒音・低振動の機器を採用し、騒音、振動を発生する機器は原則として屋内設置とし、必要に応じて防音・防振対策を行います。
十三　施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすること。	プラント排水は、生物処理、凝集沈殿、ろ過等の必要な処理を行ない、場内にて全量を循環再利用します。 生活排水は、水質汚濁防止法、新潟県公害防止条例に基づく排水基準以下に処理し、焼却炉全炉休炉時等には場外放流します。（通常時は、プラント排水と同様に場内にて再利用）
十四　前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	施設の各設備は、機能を維持するために必要な定期点検・補修および法定点検、機能検査を行います。ばい煙については別紙７．排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項に示す頻度に従い、検査を行います。
十五　市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第二十一条に規定される廃棄物処理施設技術管理者を置き、施設の維持管理を行います。
十六　施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存します。